

JIS

中 繙 レ ー ル

JIS E 1122-1994

(2007 確認)

平成 6 年 4 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 38.12.1 改正：平成 6.4.1

官 報 公 示：平成 6.4.14

原案作成協力者：財団法人 日本鉄道施設協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 鉄道部会（部会長 山之内 秀一郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（番号100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

中継レール

E 1122-1994

Compromise rails

1. 適用範囲 この規格は、異種の普通レール相互間に用いる中継レールについて規定する。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS B 0601 表面粗さ－定義及び表示

JIS E 1101 普通レール

JIS E 1303 鉄道用分岐器類

JIS G 0565 鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類

2. 種類及び記号 中継レールの種類及び記号は、中継レールの形状によって区分し、表1のとおりとする。

表1 種類及び記号

種類	記号	
普通形	60 kg-50 kgN	60-50 N
	50 kgN-50 kg	50 N-50
	50 kgN-40 kgN	50N-40N
	50 kgN-37 kg	50 N-37
	50 kgN-30 kg	50 N-30
	40 kgN-37 kg	40 N-37
	40 kgN-30 kg	40 N-30
特殊形	60 kg-50 kgN	S60-50 N
	50 kgN-50 kg	S50 N-50

備考 普通形は、レール上面を水平にし、レール底面に生じる段差を直線的に漸減するもの、特殊形は、レール底面を水平にし、レール上面に生じる段差を反向する縦曲線によって漸減するものとする。

3. 品質

3.1 外観 中継レールは、レール表面には割れ、きずなど有害な欠陥があってはならない。

3.2 溶接部の品質 中継レール溶接部の品質は、7.1の試験を行ったとき、JIS G 0565の9.2(磁粉模様の分類)に規定する磁粉模様が現れてはならない。

3.3 ねじれ及び曲がり 普通形の中継レールのねじれ及び曲がりの最大値は、7.2によって測定したとき、ねじれは2 mm以下、曲がりは1.5 m当たり1 mm以下でなければならない。

4. 形状、寸法、寸法許容差及び幾何公差 中継レールの形状、寸法、寸法許容差及び幾何公差は、次のとおりとする。

(1) 形状及び寸法は、付図1~11による。

(2) 寸法許容差及び幾何公差は、表2のとおりとする。